

平成30年第3回喬木村議会定例会会議録 (第 1 号)

平成30年9月4日(火曜日)

午前9時00分 開議

日 程

1. 開 会

2. 日 程

第1 会議成立宣言

第2 会議録署名議員の指名 (10番 昼神二三男議員 ・ 11番 小池豊議員)

第3 会期の決定

第4 村長あいさつ

第5 諸般の報告

1 議長の報告

2 監査報告

3 議案説明員の出席要請の報告

第6 報告

報告第14号 平成29年度決算に基づく健全化判断比率について

報告第15号 平成29年度決算に基づく資金不足比率について

第7 議案審議

議案第37号 喬木村教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについて

議案第38号 平成29年度喬木村一般会計歳入歳出決算の認定について

議案第39号 平成29年度喬木村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第40号 平成29年度喬木村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第 4 1 号 平成 2 9 年度喬木村介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第 4 2 号 平成 2 9 年度喬木村下水道特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第 4 3 号 平成 2 9 年度喬木村水道事業会計決算の認定について

議案第 4 4 号 平成 3 0 年度喬木村一般会計補正予算（第 2 号）

議案第 4 5 号 平成 3 0 年度喬木村国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）

議案第 4 6 号 平成 3 0 年度喬木村後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）

議案第 4 7 号 平成 3 0 年度喬木村介護保険特別会計補正予算（第 2 号）

議案第 4 8 号 平成 3 0 年度喬木村下水道特別会計補正予算（第 2 号）

3. 散 会

応集議員 1 2 名

出席議員 1 2 名
(別表のとおり)

欠席議員 0 名
(別表のとおり)

地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため会議に出席した者の職・氏名
(別表のとおり)

本会議に職務のため出席した者の職・氏名
(別表のとおり)

1. 開会

- 議長（下岡幸文） おはようございます。本日はご苦労さまです。
ただいまから平成30年第3回喬木村議会定例会を開会いたします。

2. 日程

=== 日程第1 会議成立宣言 ===

- 議長（下岡幸文） 日程第1、会議成立宣言。
本日の出席議員は12名であります。
定足数に達していますので、議会が成立していることを宣言いたします。

=== 日程第2 会議録署名議員の指名 ===

- 議長（下岡幸文） 日程第2、会議録署名議員の指名。
会議録署名議員の指名を行います。
会議規則第122条の規定により、10番、昼神二三男君、11番、小池豊君を指名します。

=== 日程第3 会期の決定 ===

- 議長（下岡幸文） 日程第3、会期の決定。
会期につきましては、議会運営委員会を開催しておりますので、委員長より報告を願うことといたします。
後藤議会運営委員長。
- 議会運営委員長（後藤章人） おはようございます。
8月29日開催いたしました議会運営委員会の協議の結果をご報告申し上げます。
今定例会の会期は、本日より9月21日までの18日間とし、その日程につきましては、お手元に配布してある日程表によることといたしました。
本日、上程されます議案は、議案一覧表のとおり報告2件、議案12件です。
その審査につきましては、報告2件、即決議案1件については、初日本会議で採決いたします。除く11議案については、委員会付託とすることにいたしました。
全員協議会は、本日1日限り。議員の全員協議会は、本日と最終日に予定しており

ます。

なお、予算決算委員会を除く常任委員会は、夜間開催となります。

審議が終了しない場合は、9月20日を予備日として予定していますので、あらかじめお願いいたします。

報告は以上でございます。

○議長（下岡幸文） 報告が終わりました。

お諮りいたします。

会期、日程の追加につきましては、ただいま議会運営委員長報告のとおり決するに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（下岡幸文） 異議なしと認めます。

よって、会期は、本日から9月21日までの18日間とし、委員長報告のとおり決します。

=== 日程第4 村長あいさつ ===

○議長（下岡幸文） 日程第4、村長あいさつ。

市瀬村長。

○村長（市瀬直史） おはようございます。

定例会招集にあたり、一言ごあいさつを申し上げます。

本日ここに、平成30年第3回喬木村議会定例会を招集いたしましたところ、全議員の皆さまにご出席をいただき、平成29年度一般会計歳入歳出決算の認定ほか重要案件についてご審議をいただきますことに、深く感謝を申し上げるとともに厚く御礼を申し上げます。

今年の夏は記録的な猛暑となりまして、気象庁の会見では、「命に危険があるような暑さで、災害と認識している」とまで言われております。飯田の観測点でも猛暑日が22日もあり、38度に迫るような日が何日もございました。

飯伊地域での熱中症疑いによる救急搬送は、昨年同時期と比べて2倍近くに上っております。

子どもさんたちにとっても厳しい夏となっており、学校現場では、教室の気温が午前中に35度を超え、児童・生徒の学習に支障が出たため、既にエアコンが設置してある教室に移動したり、扇風機を増設したり、服装を工夫するなどの対応をしてまい

りました。

また、小学校では、夏休みのプールが猛暑のため中止になるなど、例年には考えられない状況となりました。

国の記者会見、あるいは先の知事選でも、教室へのエアコン設置が取り上げられておりましたが、本村の対応につきましても、児童・生徒、教員の安全確保、安定した学習環境の確保のために、今後、国の補助制度を活用して、早期に小中学校3校へのエアコン整備を進めていきたいと考えております。

報道によりますと、教室へのエアコン設置のために、文部科学省の新年度予算概算要求で2,400億程度が計上されていると承知をしておりますので、来年夏には快適な環境下で学習できるよう、現在準備を進めておりますが、今年度の国の補正予算等で所要額が確保されるようであれば、来年度を待たず、早急に対応できるよう、村としても予算付けをしまいたいと考えております。

場合によっては、臨時議会等お願いするかもしれませんが、ご理解をいただきたいと存じます。

さて、7月初旬に西日本を中心に甚大な被害をもたらしました7月豪雨災害につきましては、犠牲となられた皆さまに深く哀悼の意を表するとともに、被災されました皆さまに心からお見舞いを申し上げます。

この災害における被災地での死者は220人以上に上り、平成で最悪の豪雨災害になったとお聞きしております。

当村でも、この豪雨による連続合計雨量は224ミリを記録する大雨となりました。7月4日、5日にかけて、立て続けに大雨警報、洪水警報が発令され、また、雨量予測を鑑みの中で、村として初めて、全村の特別警戒区域等の居住者を対象にした避難準備・高齢者等避難開始の情報を発令いたしました。同時に各地区自治会の皆さまのご協力をいただき、村内16カ所に避難所を開設し、4カ所に18名の避難者の受け入れが行われたところです。

7月6日未明には、天竜川の水位が急上昇したことから、消防団の招集を行うとともに、協定に基づきまして、伊久間樋門付近に設置した排水ポンプ4基による排水行動を実施、同日午前3時20分には、气象台と県より、土砂災害警戒情報が発令をされまして、防災無線による注意喚起と各区自治会への電話連絡、午後には、要介護者等の避難に備え、福祉避難所を特養喬木荘に設置をいたしました。

その後、雨は小康状態で推移し、7月8日の午前9時29分に大雨警報が解除され、

村の警戒態勢も解除をしております。

幸いにしまして、喬木村では人的被害はなく、胸をなで下ろしたところでございますが、今回の対応によりまして、さまざまな課題がわかってまいりましたので、今後の非常時に生かしてまいりたいと考えております。

また、6月18日には大阪北部地震が発生をいたしました。高槻市の小学校で、ブロック塀の下敷きになって亡くなった小学生など、5名の尊い命が奪われるなど大きな被害が発生しております。

これを受けまして、村では、学校や役場庁舎など公共施設の危険箇所緊急確認を行いました。

学校敷地内のブロック塀の確認を行った結果、第一小学校敷地内にある教員住宅に基準に満たないブロック塀がありましたので、こちらにつきましては、既に撤去をしております。

通学路にあるブロック塀については、担当部署でも確認を行っておりますが、先般、新聞報道で掲載されたとおり、村の有志団体「DDK」の皆さんが、阿島地区内のブロック塀の点検を行っていただきました。

住民の皆さんの安全への関心は高く、村としましても、ブロック塀等の安全対策のための撤去費用についての補助制度を設け、今議会で提案をさせていただき、補正予算計上しましたので、よろしくご審議をお願いいたします。

この夏のさまざまな災害を目の当たりにしまして、改めて住民の皆さまの安全、安心を守る決意を強くするとともに、村民の皆さまにおかれましては、何よりもまずは自分自身、またはご家族を守る「備えと行動」をお願いしたいと思っております。

そんな中、今年も各地で夏祭りが開催され、例年同様、多くの人出で賑わいました。お盆の風物詩として定着しました8月15日のたかぎふるさと祭りは、今年で31回目の開催となりました。

今年は、養護学校裏の堰下ガイドウェイアード予定地をJR東海が借地している関係で、会場配置が変更になったこともあり、人の流れが大きく変化しましたが、多くの人出により大変賑やかに開催することができました。

お祭り当日は何度も通り雨に見舞われまして、ステージプログラムは急遽変更することになるなど残念な点もございましたが、大迫力の花火を間近でご堪能いただくなど、多くの皆さまのご協力によりまして盛大に開催することができ、関係者の皆さまには感謝を申し上げたいと思います。

それでは、6月議会以降の村の情勢について、報告させていただきます。

はじめに、リニア中央新幹線関連について申し上げます。

リニア中央新幹線につきましては、7月19日、8月23日の2日間、用地単価説明会が開催されました。これは、用地補償説明会に向けまして、地権者の皆さんに、土地価格や買収単価の決め方を理解していただくことを目的としているもので、今後9月11日に予定されております用地補償説明会を経て、いよいよ本格的な用地交渉に入っております。

村では、8月末が申し込み期限であった代替地の申し込みについて、説明会開催状況を勘案し、11月末まで3カ月間延長し、移転を余儀なくされる皆さんが充分にご検討いただける時間を設けるように変更することといたしました。

用地交渉に関しては長野県が行うため、村でできることは限られますが、日照、騒音等の諸課題については、今後とも住民の皆さまに寄り添い、住環境への影響を最小限にしつつ、最大限事業進捗が図られるよう取り組んでまいります。

堰下ガイドウェイ製作・保管ヤードにつきましては、JR東海による農地転用許可申請が、今月の農業委員会に提出される予定だとお聞きしています。

村は、JR東海と造成工事等の協議をしており、今後、工事施行協定を締結することとなります。

また同時に、工事発注の準備を進めており、工事着手前には工事説明会を開催する予定です。

ガイドウェイヤードに至る村道202号線の拡幅改良や新設道路による県道上飯田線との交差点協議も、JR東海と長野県及び長野県公安委員会で進められています。

こちらも、早期に地権者の皆さん、地元の皆さんに改良計画をお示しできるよう、準備をしております。

いずれの事業も村が事業主体となり、契約議決が必要な大型事業になると見込んでおりますので、こちらにつきましても、臨時会招集等お世話になりますが、よろしくお願い申し上げます。

なお、現在、リニア中央新幹線全般について、JR東海に対し、事業進捗説明会を開催するよう要望をしております。

その中で、事業進捗が図られる中で明らかになったことについて、リニア対策委員会を開催し、課題解決に向けて協議を進めてまいりたいと考えています。

次に、三遠南信自動車道路関係では、7月27日に飯喬道路3工区建設促進期成同

盟会が開催されました。

飯喬道路につきましては、国交省をはじめとする関係各位のご配慮により、順調に予算が確保され、工事が進捗しております。

今後も、早期開通に向けて予算確保が図られるよう、引き続き要望活動を行うとともに、事業の円滑な実施が図られるよう協力してまいります。

来年度には、天龍峡インターチェンジから龍江インターチェンジ間が開通し、中央自動車道から飯田上久堅・喬木富田インターチェンジまでつながることになります。その重要なアクセス道路となる主要地方道下条米川飯田線富田バイパスにつきましては、年内に工事着工される予定となっております。地元の皆さんの期待も高いことから、早期完成を目指し、働きかけを強めてまいりたいというふうに思っております。

これら高速交通網を活用した地域の活性化策につきましては、いま広域連合の主たる協議事項となっております。高速交通網の経済効果を高めるためのアクセス道路網整備、リニア将来ビジョンに掲げられたコンベンション・屋内体育施設の整備等の検討を行っております。

高速交通網は、当地域のおかれた地理的不利な状況を一変させる千載一遇のチャンスであることは間違いございませんが、少子高齢化が急速に進展する当地域の将来をどのように変えていくのか、しっかりと検証しながら、議論を深めていきたいと考えています。開通、開業まで残された時間はあまりございませんので、スピード感を持って対応していきたいと考えております。

次に、伊久間原にて計画していました、木質バイオマス発電所について申し上げます。

この計画は、平成27年より大手建設会社大林組より計画が持ち上がり、事業化に向けてこれまで取り組んでまいりました。

発電規模は5.5メガワット、敷地面積は3ヘクタールを超える広大な用地を必要としますが、伊久間原は、当地域の森林資源を有効活用するとともに、売電するには送電線鉄塔が近くにあるなど、好条件が揃っております。

一方で、伊久間原は、過去に国庫補助にて畑地灌漑施設や農地基盤整備を行い、優良農地がまとまっている第1種農地のため、農業振興地域の除外手続きが非常に困難であることも承知しておりました。

村としましては、例外規定を用いまして、何とか農振除外できないか、県と協議を重ねてまいりましたが、3年経過をしても何の進展も見られず、地権者の皆さま、間

伐材・廃材の有効活用を進めたいとする地元林業関係者の皆さんに、これ以上迷惑はかけられないとの思いもありまして、バイオマス発電計画も断念せざるを得ないという判断に至りました。

現在、伊久間原でも、果樹の伐採や遊休農地が目立ってきており、この計画により伊久間原の開発や森林資源の活用等、各方面より期待されていた皆さまの期待に応えることができず、誠に残念な思いはございます。

村にとりましては、伊久間原の活性化は、将来を見据えたむらづくりを進めていく上で重要な課題だと認識をしております。

現在、農技連を中心に今年より取り組みを進めています遊休農地対策検討会等による検討や、地元の皆さまの意見もお聞きしながら、今後の取り組みを進めてまいりたいと考えております。

また、今回、農地規制のためやむなく断念となったことは、村全体の土地利用や開発に係る大きな課題であることも、改めて認識したところでございます。

大林組撤退表明後も、複数の企業から村内でのバイオマス発電の構想をお聞きしておりますので、森林資源の有効活用と併せて、現在、景観形成の阻害要因となっております切り捨て間伐材、竹林整備で生じる竹材の処理等々、本村のみならず飯伊地域全体の問題として、課題解決のための努力をしてまいりたいと思います。

次に、平成27年度より取り組んでおります喬木村のICT活用教育についてですが、今年度に入り、県内外の自治体職員や教育委員の皆さまによる視察が増えてきており、今後は、県外の教員の皆さまの視察も予定され、喬木村のICT活用教育も注目を浴びてきております。

児童・生徒の思考力・判断力・表現力を育むために、今後もICTを積極的に活用するとともに、ICT活用教育が、児童・生徒また教員に与える効果の検証についても、より一層取り組んでいかなければならないと感じているところです。

今議会の補正予算でもお願いをいたしますが、今年度は、喬木中学校において新たに文部科学省の実証事業に取り組むこととなりました。この事業は、2020年から始まる新学習指導要領の中にある「主体的で対話的な深い学び」の実現のために、ICT機器をどのような場面で活用すると効果が上がるのか、それぞれの教科の単元や授業のデザインを開発していくものとなります。喬木中学校での取り組みが全国的なモデルとなる事業でございますので、その成果を大いに期待したいと思っております。

小中学校では、11月12日月曜日に、ICT活用教育の公開授業を計画しており

ます。喬木村の児童・生徒が主体的に学び、友だちの意見や考えを受け入れながら、自分の考えを深めていく授業をごらんいただければと思いますので、議員の皆さま、各位につきましても、ぜひご参加をいただきたいというふうに思っております。

さて、先日の共同通信が行った全国アンケートによりますと、916ある町村議会のうち59%が、議員のなり手不足を感じているとの結果が報道されました。

当村議会におかれましては、議員のなり手不足解消を、また、議会活動の活性化を目指して、夜間・休日議会の試行など、問題解決のための積極的な取り組みが行われておりますことに、改めて敬意を表したいと思います。

8月3日には、議会運営に関する提言書をいただきました。

このうち、決算審査の方法については、事務事業評価シートを活用することにつきましては、早速、今議会の審議より対応させていただきます。

また、通年議会など議会運営の検討についてもご提案をいただきました。

喬木村議会が考える通年議会の持ち方についてお示しいただく中で、行政として対応可能かどうか、検討、判断していきたいと考えておりますので、よろしく願い申し上げます。

夜間・休日議会の取り組みについては、この第3回定例会をもって一回りをする事になり、議会としても一定の方向性が示されると思います。議会の検証結果を踏まえた上で、行政側としての検証を行ってまいりたいと考えております。

全国に大変大きな反響を呼んだ試みでありますので、ぜひとも共通の課題を抱える地方議会のよき指針となるよう、これからの取り組みを応援していきたいというふうに思っております。

それでは、本議会に報告及び提案をさせていただきます議案につきまして、概略を説明させていただきます。

報告案件については2件になります。

報告第14号、平成29年度決算に基づく健全化判断比率について及び、報告第15号、平成29年度決算に基づく資金不足比率につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律の第3条及び第22条に基づき、監査委員の意見を付して報告するものになります。

議案につきましては、人事案件1件、平成29年度各会計決算認定6件、平成29年度補正予算5件の合わせて12案件になります。

議案第37号は、人事案件で、教育委員1名の任期満了に伴う選任について、地方

教育行政の組織及び運営に関する法律の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

議案第38号から議案第43号までの平成29年度の一般会計並びに各特別会計、事業会計の決算認定をお願いするものです。

一般会計と4特別会計の決算合計額は58億8,693万円となっており、前年に比べ6.7%、4億2,033万円の減となりました。

主な減少要因は、富田地域優良賃貸住宅の完成及び都市再生整備計画事業の村道改良工事の完了、また、下水道特別会計における伊久間地区接続工事の完了によるものとなっております。

また、公営企業会計に移行しまして初めての決算を迎える水道事業につきましては、収益的支出の水道事業費用は1億6,028万円、資本的支出は2,404万円となっております。

各会計の決算書及びわかりやすい決算書とともに、去る8月17日から23日まで監査委員による決算審査が行われ、意見書が提出されておりますので、併せてご審議いただき、認定いただきますようお願い申し上げます。

平成29年度の財政状況について申し上げますと、財政力指数は、昨年同様に0.25、経常収支比率84.2%となっております。

財政の健全化判断比率となる4指標は、実質赤字比率、連結実質赤字比率は、村のすべての会計が黒字決算で資金不足が生じていないため、該当なし。実質公債費比率は、前年度比1.2%増の8.8%、将来負担比率は、一般会計が将来負担すべき負債額を充当できる十分な財源を持っているために、該当なし。また、上下水道各会計の資金不足比率についても、資金不足が生じていないため、該当なしとなっております。全体的に見まして、昨年に引き続き健全であり、適正な財政運営ができたものと考えております。これもひとえに村民の皆さま、議員各位のご理解とご協力の賜と感謝を申し上げます。

議案第44号、平成30年度喬木村一般会計補正予算（第2号）は、前年度繰越金の確定に伴う歳入の増により、歳入歳出それぞれ4,331万5千円を追加するものでございます。

歳出では、森林税を活用した九十九谷森林公園遊歩道の架け替え工事に300万円、大阪北部地震を受け、新たな防災対策として、危険ブロック塀等撤去等に係る補助金300万円、先の豪雨に係る基幹林道大島氏乗線の災害復旧事業費1,100万円な

どを計上しております。

議案第45号から議案第48号までは、4特別会計の補正予算となっております。

議案第45号、平成30年度喬木村国民健康保険特別会計補正予算(第1号)では、国保税率の改定を含めた本算定に基づく税額の減額、決算額確定による前年度繰越金を計上し、歳出では、前年度の療養給付費に係る国庫負担金の過年度精算による返還金を計上しております。

議案第46号、平成30年度喬木村後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)は、保険料滞納繰り越し分の確定による調定額の増、決算額確定による前年度繰越金を計上しております。

議案第47号、平成30年度喬木村介護保険特別会計補正予算(第2号)は、歳入では、介護保険料調定額の増と決算額確定による前年度繰越金を計上し、歳出では、国庫負担金等の過年度精算による返還金を計上しております。

議案第48号、平成30年度喬木村下水道特別会計補正予算(第2号)では、決算額確定により、前年度繰越金の計上になります。

各案件とも後ほど担当課長より説明させますので、慎重審議の上、全案件ご承認いただきますようお願い申し上げます。

気象庁の予報によりますと、この秋も9月を中心に高温多雨の状況が続くようですが、議員各位におかれましても、体調について充分ご管理をいただきまして、審議にあたっていただければというふうに思っております。

また、本日、四半世紀ぶりと言われております非常に強い台風21号が本土に上陸をする見込となっております。村でも対策会議を開催をいたしまして、本日、第一小学校、中学校につきましては、午前をもって臨時休校、第二小学校につきましては、本日、防災訓練・保護者引き渡し訓練がございますので、直接保護者に児童を引き渡すこととしております。保育園につきましては、保護者送迎ということで、通常どおり運営をさせていただきますが、保護者引き渡しということで、学遊館については、本日休園ということにさせていただきます。

農業被害も非常に想定される場所ですが、今年の台風、これからまいる台風、非常に風が強いということで、特に果樹関係、案じられる場所ですが、事前の対策については、しっかりと告知をさせていただいたというふうに思っておりますので、被害調査は朝を待ってということになるかというふうに思っております。

また、予報では、本日午後3時頃から暴風雨の警報、5時頃から大雨警報が出され

る予定となっておりますので、村としましては、前回の避難準備情報の反省を踏まえまして、今回は村内3カ所に避難準備情報の発令を考えておりまして、その準備をいま取らせていただいております。5時以降、大雨警報が発令ということで、身近な避難所が必要となった場合には、また各自治会にお願いをしまして、避難所の開設についてご協力をいただくことになると思っております。

今後、台風の状況、刻一刻と変わってまいりますので、本議場内での台風の状況の確認並びに担当各部署と本部役員との連絡調整のために、携帯の使用につきましてご許可をいただきますようお願い申し上げますとともに、臨時、議会、全協につきましては、担当課長が出席できない場合もございますが、こちらとしては議会運営に支障のないように努力をしておりますので、ぜひご理解を賜りたいというふうに思っております。

以上をもちまして、私の9月定例会招集のごあいさつとさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（下岡幸文） 村長あいさつを終わります。

=== 日程第5 諸般の報告 ===

○議長（下岡幸文） 続きまして、日程第5、諸般の報告。

◇ 1 議長の報告

○議長（下岡幸文） はじめに、議長の報告をいたします。

昨年来より全国各地から喬木村議会に対する視察等が続いておりますが、6月定例会以降、6月の後半に上伊那郡飯島町議会、7月に群馬県大泉町議会、みんなの学校in松本企画委員会、埼玉県ときがわ町議会、山口県上関町議会、8月に新潟県弥彦村議会の皆さんが視察に訪れ、その対応をいたしました。

また、4月から村内の各団体の皆さんと意見交換会を開いておりますが、7月に民生児童委員協議会、それから8月に消防団の皆さんと意見交換会を行いました。

なお、今後は、女性団体連絡協議会、それから区長会との懇談会を計画しております。

また、秋には、区及び自治会での意見報告会を計画しておりますので、よろしくお願いたします。

以上、議長報告を終わります。

次に、議案等の議事ではありますが、本定例会に提出されました案件は、お手元に配布の議事日程のとおりであります。

◇ 2 監査報告

○議長（下岡幸文） 続きます、監査報告。

次に、地方自治法第235条の2第3項の規定に基づき、平成29年3月から平成29年8月までの間に実施されました平成29年度一般会計、特別会計の監査状況と決算監査の監査報告を一括して、市瀬代表監査委員から報告していただきます。

市瀬代表監査委員。

○代表監査委員（市瀬晴康） それでは、地方自治法第235条の2第3項の規定に基づきまして、3月の議会報告以降に実施した検査・監査の結果につきまして、概略ご報告いたします。

3月は、2月に引き続き平成29年度の工事等の執行状況の確認のため、抽出で、平成29年度防災・安全交付金事業落石対策工事（村道7号線・氏乗）、喬木村防災倉庫建設工事、汚水ポンプ更新工事（阿島北等）を検査いたしました。

また、会計管理者の手持ち現金の保管状況を確認し、適正に事務処理、保管されていることを確認いたしました。

4月は、土地等の賃貸借契約状況、平成29年度随意契約状況を、提出された資料により確認いたしました。

5月は、例月出納検査のみ実施しました。

6月は、29年度に購入した備品の管理状況と総務課の事務事業の執行状況を確認いたしました。

また、住民窓口課の事業執行状況及び平成29年度税込等徴収実績につきまして、資料により説明を受け、確認いたしました。

7月は、生活環境課の事業執行状況を、提出資料により説明を受け、確認しました。

また、平成29年度水道事業会計の決算審査を実施しました。

8月は、企画財政課から平成30年度普通交付税の額の決定状況、第5次喬木村総合計画施策評価等につきまして、提出された資料により説明を受け、確認いたしました。

以上でございますが、3月以降、6回の例月出納検査と定期監査の中では、行財政の管理運営が順調に進行しておりまして、大きな瑕疵、誤謬はないものと認めました。

以上、監査報告といたします。

続きまして、決算審査意見書のご報告をいたします。

平成29年度の一般会計と特別会計につきまして、昼神委員とともに決算審査を実施いたしましたので、お手元にあります8月28日に提出いたしました意見書に基づきましてご報告をいたします。

平成29年度喬木村一般会計、特別会計決算審査意見書。

地方自治法第233条第2項の規定によりまして、審査に付された平成29年度喬木村一般会計、特別会計の決算に関する意見書は次のとおりであります。

めくっていただいて2ページになりますが、決算審査意見書。

第1、審査の概要。

1、審査の対象、平成29年度喬木村一般会計歳入歳出決算、以下4つの特別会計であります。

2、審査の期間、平成30年8月17日から23日のうち4日間。

3、審査の場所、喬木村役場委員会室。

4、審査の方法、村長から審査に付された一般会計及び特別会計歳入歳出決算書、事務事業評価シートに基づきまして、関係職員から事業内容を聴取するとともに、関係帳簿との照合を行い、例月出納検査、定期監査の状況をも参考にして、計数の正確性、予算執行の状況の適否につきまして審査を行いました。

平成29年度が第5次総合計画の2年目の執行であること、評価指数（KPI）から期待される事業効果、課題、今後の方向性についても聴取いたしました。

また、抽出により、工事の竣工状況について、現場確認も併せて実施しました。

5、審査の結果、審査に付された一般会計及び特別会計の歳入歳出決算書、政令で定める付属書類につきましては、いずれも関係法令に準拠して作成されており、決算計数は正確であると認められました。

また、決算の内容及び予算の執行状況も正確に表示されており、適切な財政運営がされていると認められました。

審査の詳細は、第2、総括以降に記載してございます。

次の3ページをごらんください。

第2の総括ということで、平成29年度各会計別歳入歳出決算の概要ですが、一般会計及び特別会計の決算は次のとおりであります。

総歳入総額は61億2,242万7,713円で、前年比8%の減。総歳出総額は

58億8,693万360円で、前年比9%の減となり、歳入歳出差引差額（形式収支）を見ますと、前年に引き続き黒字となっております。

平成28年度公会計連結資金収支計算書におきましても、年度末資金残高は増加しており、引き続き平成29年度も同様の結果が予想され、健全性を確認しました。

次に、第3、一般会計についてですが、(1)決算収支の状況ですが、一般会計における歳入歳出差引額（形式収支）は1億3,906万5千円と、前年同様に黒字となっております。翌年度に繰り越すべき財源は、概ね723万6千円で、実質収支は1億3,182万9千円、前年度と比較すると、単年度収支が4,488万4千円のマイナスとなっております。この単年度収支額に年度中の財政調整基金等の増減を加えて計算する実質単年度収支は、マイナス2億6,331万2千円となっておりますが、財政調整基金の運用方針の見直しを行うとともに、今後、確実に想定される事業に備えて、公共施設整備基金に1億261万7千円、リニア・三遠南信道関連活性化基金に2億5,145万5千円を積み立てていることを確認したことから、問題はないと判断しました。

自治体財政の硬直化の判断材料として参考にされる本年度の経常収支比率は84.2%と、前年比より3ポイント上昇しておりますが、全国平均の92.5%、長野県平均の85.9%に比べて下位にあります。

また、臨時財政対策債の借り入れの有無により変動するものであり、平成29年度の一般会計においては、臨時財政対策債の借り入れすることなく、財源確保ができたことは評価するところであり、逆に指標が下がらない原因であったことを確認しました。

次に(2)歳入・歳出の状況であります。過去10年間で昨年に次ぐ4番目の収入規模で41億7,040万6千円、過去10年間の交付税額は、概ね一定の財源が確保されております。歳入における自主財源の割合は35.2%であり、残りの64.8%は依存財源の割合となっております。自主財源の割合の拡大を図ることは大変厳しく、前年度末まで貢献しているふるさと納税も安定的な財源にはなっていないものの、引き続き財源確保のための取り組みに期待するものであります。

4ページへ移っておりますが、性質別歳出の状況につきましては、義務的経費の増加が確認されましたが、働き方改革に係る労働条件の変更等必要な費用でありました。特に臨時的雇用に関する労働条件の改善に関する経費が、今後ますます必要になることが予想されます。投資的経費は若干の増。物件費は、全体的に前年に比べて

減少しております。投資及び出資金と貸付金は皆増となっておりますが、必要な費用であることを確認しました。

目的別歳出の状況につきましては、商工費と教育費の増加が目立ったところではありますが、商工費にありましては、貸し付け融資枠の拡大、教育費にあつては、ICT教育環境や校舎修繕経費という必要な支出であることを確認しました。

村税は、歳入全体の13%を占める自主財源としても重要な財源であり、前年度と比較して0.6%増の5億4,182万4千円と微増傾向を確認しました。

住民税は、前年度比1.87ポイント上昇して、金額ベースで478万3千円増となっております。

軽自動車税は、3.42ポイント上昇して、金額ベースで82万1千円の増額となっております。

固定資産税は、0.34ポイントの減により、金額ベースで77万5千円の減。

市町村たばこ税は、4.91ポイント減により、金額ベースで133万8千円の大きな減額になっていることを確認しました。

村税収納率につきましては、成果指標により比較する上では、昨年の97.3%から平成29年度97.9%に0.6ポイント上昇が見られるものの、未収金ベースでは5万6千円と若干の増加を確認しております。

ふるさと納税による寄付金は、総務省通達に従い、返礼品及び返礼率の見直しの影響から、前年度4億2,591万8千円から29年度は2億2,231万8千円に減少が確認されたものの、地元農産品目の取り扱い件数は底堅く推移していることを確認しました。

地元農産物品の回転は、生産者にとっての経済効果が大きいだけでなく、喬木村をアピールする材料になっていることに加え、平成29年度は新たな返礼品が企画されて話題にもなり、好評でありました。引き続き魅力ある商品開発を期待しております。

地方交付税は、歳入全体の42%を占め、17億5,200万円。交付税算定の基礎数値となる国勢調査の人口が最新の数値、平成27年度国勢調査人口になったことにより、基礎数値が減少して、前年度と比較して2.4%減額となっております。改めて人口減少による地方自治体に及ぼす財政の影響を確認いたしました。

次の5ページをごらんください。

村債は、有利な起債を活用、29年度は臨時財政対策債を活用せずに有利な補助事業等に対応し、財源確保に努めた結果を確認しました。

村債と基金残高の推移につきましては、平成21年度より基金残高が村債残高を上回っている状態を堅持しております。特に平成26年度以降は、基金残高の上昇に対して村債残高が減少しております。平成29年の村債残高に対して基金残高が1.6倍に達している成果は、リニア・三遠南信自動車道道路関連経費を含めたインフラ整備に加え、小中学校を含む改修経費、保育園統合に係る経費など、公共施設長寿命化将来負担に備え、着実な内部留保ができていることを確認しました。

一般会計における収入未済額が1,198万3千円であることを確認しました。昨年度1,200万8千円に対して若干減額が確認できるものの、公平性の観点から、引き続き徴収対策が必要であります。

なお、村税、保育料、給食費及び住宅使用料の未収金は、以下記載のとおりでありますのでごらんください。

次に、(3)事業執行状況であります。

これは、事務事業評価シートを活用したわけですが、第5次総合計画を推進する構成事業としてそれぞれ成果指標を設定し、指標の推移、事業の成果及び課題に事業評価し、課題解決を図るためにPDCAサイクルが機能することを期待しているわけがあります。最小の経費で最大の効果を実現できるよう、各事業について事業内容等聴取した結果、いくつかの事業に審査結果の感想及び評価並びに指摘事項を掲載しております。そこに、感想等は○、評価できるものにつきましては◎、指摘事項につきましては△ということ記載させております。

村営バス運営経費につきまして、委託先の信南交通が撤退の予定であります。村民全体の重要な交通手段であるため、委託先の選定、乗降調査結果を基に、車両の小型化、運行経路の見直し等を検討されたいということでもあります。

ふるさと納税関係経費につきましては、返礼品の農産物は好評でありました。引き続き新商品の開発、村の魅力発信に期待したいということでもあります。

リニア対策関係経費につきましては、事業進捗がJRのスケジュールに左右されております。平成30年度事業関連の用地補償についての交渉が具体的に動くことが予想されます。日照権補償、借地権割合の問題等が課題として確認しました。県等関係機関と連携して対応願いたいということでもあります。

徴税賦課事務経費についてですが、村税の滞納だけでなく、国保税の滞納、介護保険料の滞納が、前年に比較して増大しております。特に国保税は、税制制度改正により過去3年間の収納率により、長野県への納付金額が算定されるために、次年度以降

の負担金額に大きく影響することから、国保税の収納率向上に努力されたい。今年度資格の取得喪失の異動期日の補足が遡っての事例が発生していることが報告されていることから、住民税の特別徴収から普通徴収への移動の際に、係内で連携して確認するなど、改善策を講じられたいということでもあります。

各保育園運営経費についてですが、年度途中における0歳から2歳までの未満児の入所要望に対応するための保育士確保が問題となっていることが、継続課題として報告されております。受入態勢の整備が困難である事情を積極的に住民に伝える必要があります。早出職員、午後4時からの職員に加えて、代休対応職員等の確保に苦慮しており、せっかくの努力が住民に伝わらないのは残念である。小中学校と違い、夏休みも特別保育を実施しているので、夏場の冷房対策が必要と思われれます。

収入未済額を確認した結果は、以下のとおりでございます。未収金対策につきまして、引き続き徴収に努力されたいということでもあります。

次の7ページをごらんください。

①保育料の現年分が9万4,700円であります。

次に、村単農業施設改良事業であります。地元負担金の割合が適正であるか、検討とあるとおり、ご検討いただきたいと思っております。

森林造成関係事業補助金であります。竹林整備は広く周知していただき、活用件数が増加していることを、増加することを期待するものであります。

それから、商工振興一般経費であります。これは商工振興資金制度見直しによる貸出枠を700万円に1,300万円加えまして、さらに平成30年度1,000万円増額し、合計3,000万円まで貸出枠を拡大しております。商工業者にとって支援を図る成果は評価できるものであります。

次に、社会資本整備総合交付金事業であります。住民の安全、安心の施策として、早期にすべての橋梁点検を実施したことで、修繕計画作成に向けての取り組みは必要な投資であります。調査結果を基に修繕計画まで取り組んでいることを評価したいと思っております。

次に、村単道路改良事業であります。村単農業施設改良事業同様に、地元負担金についてのご検討を願いたいと思っております。

次に、公営住宅維持管理経費につきましては、人口減少、少子高齢化の中で、一人暮らし老人、高齢者世帯等を含め、公営住宅のあり方を検討する必要な時期に来ているのではないかと。

収入未済額を確認した結果は、以下記載のとおりでございますので、収入未済金対策につきまして、引き続き努力されたいということであります。

次に、教育委員会事務局一般経費であります。奨学資金貸付基金を増額したことは、これは評価できると思います。

次に、要・準要保護児童生徒援助費であります。これにつきましては、支給時期を前倒しして、入学前の2月支給として支給月を変更したことは評価できると思います。

次の8ページをごらんください。

小中学校管理経費であります。中学校が建設当時から大規模な改修を行っていない。また、トイレの修繕など修繕費用が必要な案件が増えており、多くの資金が必要な状況にあることを確認しました。エアコン整備の要求も今後予想され、国県でも補助制度について動きがあります。優先順位を付けて計画的な取り組みの検討をお願いしたいということでもあります。

次に、調理場管理運営経費であります。収入未済額を確認した結果は以下のとおりであります。未収金対策につきまして、引き続き徴収に努力されたいということでもあります。

次に、公民館運営経費であります。分館役員の軽減の取り組みを確認しました。引き続き地区の意見を伺う中で、事業を取捨選択することも検討してはどうかということでもあります。

次に、椋記念図書館の運営経費であります。図書館ネットワークが開始され、相互貸借の件数の増加を確認しました。一方で、入館者数の減少も見られるので、さらに周知を図られたいわけでもあります。

次に、(4)繰入金の状況ですが、財政調整基金繰り入れ2億2,000万円については、必要額を繰入金として計上され、年度末残高も6億1,639万5,752円保有することを確認しました。小川耕地財産区繰入金25万1,000円につきましては、任期満了に伴う選挙費用等に充てられた臨時的なものと確認しております。

次に、(5)他会計繰出金の状況ですが、国民健康保険特別会計へ4,095万2,539円、後期高齢者医療特別会計へ2,649万5,070円、介護保険特別会計へ1億595万4,000円、下水道特別会計へ1億9,200万円、水道事業会計へ1,347万2,000円となっております。繰出金の内容は、担当職員の人件費及び起債の元利償還金含めたルール分でありまして、法定外の繰り出しはないことを

確認しました。

次に、(6) 公債費の状況ですが、29年度の元利償還金額は3億6,333万7,005円でありました。新規借り入れは、辺地対策事業債、緊急防災・減災事業債、一般補助施設整備事業債など5本であります。住民の安全、安心のためのハード整備に必要な借り入れであることを確認しております。

次の9ページをごらんください。

次に、(7) 基金の状況ですが、将来負担に備えて、公共施設整備基金やリニア・三遠南信道関連活性化基金へ、積極的な積み立てに取り組んでいることを確認しております。平成28年度末残高38億8,798万9,634円から2億925万7,655円を積み増しし、平成29年度末残高は40億9,724万7,289円と確認しました。

次に、第4、特別会計についてですが、国民健康保険特別会計、介護保険特別会計、後期高齢者医療特別会計、下水道特別会計につきましては、歳入歳出差引額、実質収支の状況確認と財政健全化法に基づく監査を実施するとともに、事務事業評価シートである施行状況を確認しました。

実質収支は、上記4特別会計とも黒字であり、一般会計からの繰入額についても、ルール分の額を繰入金としていることを確認し、基金の積立金も増額を図っていることから、事業運営上、問題ないことを確認しました。

(1) 国民健康保険特別会計については、歳入総額7億3,085万6,151円、歳出総額7億1,003万7,965円でありました。歳入歳出差引額、実質収支は2,081万8,186円の黒字であることを確認しました。

ただし、前期高齢者交付金2億2,444万274円は、概算交付金額であり、実績に応じた精算が2年後に調整されることが予想されることを留意する必要があります。激変緩和のために必要な基金残高が必要であることが、平成30年度から制度改正により長野県が事業主体になったことで、納付金についても平準化が図られることになっており、運営上、支障はないことを確認しました。

特定健康診断の受診率は、各地区いずれも国の目標の60%を超えていることから、引き続き重症化予防施策として推進されることを期待します。

事業執行状況ですが、賦課徴収費、国保税の収納率が、平成28年度98.17%に対して平成29年度は97.23%と、大幅な下げとなりました。過去3年間の収納率平均を下回ると、長野県からの納付金額に対して大きな資金不足が発生することを確

認しました。収納率向上対策を早急に計画し、徴収率の改善をお願いするものであります。収入未済額を確認した結果は以下のとおりで、未収金対策につきまして、引き続き努力されたいということであります。

①国民健康保険税の現年分が368万3,700円。②として、同じく国保税の滞納分が551万3,730円ということであります。

次の10ページをごらんください。

保健衛生普及費についてですが、成果指標のジェネリック医薬品の使用割合が大きく伸びていることから、医療費の縮減効果が実績として現れていることは評価できます。

次に、(2)後期高齢者医療特別会計ですが、歳入総額7,436万5,270円、歳出総額が7,426万5,970円でありました。歳入歳出差引額、実質収支は9万9,300円の黒字であることを確認しております。

事業執行状況ですが、賦課徴収費につきまして、収入未済額を確認した結果は以下のとおりであります。

後期高齢者医療保険料現年分が4万7,000円であります。

次に、(3)介護保険特別会計ですが、歳入総額7億8,202万6,832円、歳出総額は7億5,740万7,847円でありました。

介護認定者数は減少傾向にあるものの、要介護5及び要介護4と認定された被保険者の増加を確認しました。その多くが施設入所にあたっての認定替えであることを確認しました。

介護保険料は近隣町村に比べて割高となっております。

第7期、平成32年度までは月額5,900円の据え置きとなっております。

平成30年度は、生活支援コーディネーターを中心に新たなサービスも開始されていることから、事業効果を期待しております。

事業執行状況ですが、賦課徴収費、収入未済額を確認した結果は以下のとおりです。未収金対策につきまして、引き続き徴収に努力されたいということであります。

介護保険料の現年分が77万3,250円、同じく滞納分が119万9,370円であります。

次に、(4)下水道特別会計ですが、歳入総額3億6,477万3,227円、歳出総額3億1,387万7,791円でありました。歳入歳出差引額、実質収支は5,089万5,436円の黒字でありました。

事業執行状況ですが、次の11ページをごらんください。

一般管理費につきましては、平成31年度企業会計移行に向けて進捗状況を確認しました。堰下処理区域と伊久間処理区域の統合に向けた計画について確認しました。

今後、修繕箇所が増加が予想されます。処理人口の減少する中で、計画的、効率的な運営が求められます。

作成された経営分析を確認する限り、現時点で大きな問題はありません。

ただし、下水道整備が短期間に整備されたことにより、耐用年数を迎える時期も同様に短期間に集中します。経営分析に基づき、長寿命化による運営を期待します。

収入未済額を確認した結果は以下のとおりです。

未収金対策につきまして、引き続き徴収に努力されたいということであります。

下水道使用料の現年度分が40万7,471円、同じく滞納分が67万7,592円です。

次に、第5、その他の審査ですが、(1)発注工事請負契約等についてですが、平成29年度村発注76事業につきまして、設計額、契約額、落札率、入札の状況、工期等につきまして確認しました。

入札差金の発生による不用額が確認されました。最小の経費で最大の効果が得られるよう、随意契約であっても、予算執行にあたっては引き続き経費削減に努められたいということであります。

(2)現地検査につきましては、道路改良工事、設備更新等の現地検査を実施したが、施工は良好であり、いずれも適正に処理されていることを確認しております。

(3)超過勤務・年次有給休暇取得の状況ですが、提出された資料に基づいて確認しました。期間は1月から12月の1年間、前年度の状況と比較確認しました。

超過勤務手当支給時間が1人平均42.05時間でありました。前年に比べて8.72時間の増、平成25年度から27年度の3年平均は68.67時間でありました。29年度は特殊事情として、介護保険計画の更新、リニア・三遠南信関係の事業、地方創生関係事業が実施されていることが要因として確認しております。

年次有給休暇の取得状況につきましては、職員1人平均5.3日、前年度2.5日に対して2.8日の顕著な伸びを確認しました。管理職を含む1人平均は5.8日で、前年に対して2.9日の伸びとなっており、組織全体でプレミアムフライデーを実施するなど、働き方改革・職場環境の改善に取り組んでいることは評価できます。

次の12ページをごらんください。

(5) 公用車の安全運転の励行ということですが、公用車による物損事故件数が増加しているということで、運転にあたっては、職員一人一人が法令を遵守し、安全運転に心がけ、事故防止に努めていただきたいということでもあります。

次に、第6、審査結果ですが、一般会計及び特別会計の歳入歳出決算書に基づく審査の結果、決算は計数において正確であり、内容も正当なものと確認しました。

なお、関係課より提供を受けました資料は別添のとおりでありますので、またごらんください。

引き続きまして、平成29年度喬木村水道事業会計決算審査意見書について、ご報告いたします。

地方公営企業法第30条第2項の規定によりまして、審査に付された平成29年度喬木村水道事業会計の決算に関する意見は、次のとおりであります。

1 ページですが、決算審査意見書、第1、審査の概要。

審査の対象、平成29年度喬木村水道事業会計歳入歳出決算。

2、審査の期間、平成30年7月24日から24日、1日間。

3、審査の場所、喬木村役場議会事務局室。

4、審査の方法、村長から審査に付された水道事業歳入歳出決算書に基づきまして、会計管理者である生活環境課長及び担当する職員から、決算の概況資料により説明を聴取して審査を実施しました。

関係帳簿との照合を行い、例月出納検査、定期監査の状況をも参考にして、計数の正確性、予算執行状況の適否について審査を行いました。

平成29年度が初めての事業会計決算であり、今後、他町村と利用料金・経営内容が比較されることから、人口減少が加速化することで懸念される給水人口、料金減少について、経営分析した内容も聞き取り調査をしました。

5、審査の結果、審査に付された水道事業の会計決算書、政令で定める付属書類については、いずれも関係法令に準拠して作成されており、決算計数は正確であると認められました。

また、決算の内容や予算の執行状況も正確に表示されており、安定的な事業継続の見通しや課題の把握も確認しました。

総務省が公表している健全化基準を満たし、類似団体の数値と比較しても、経営上問題ないことを確認しました。将来負担要素を注視し、起債等の財源確保についても配慮がなされ、以上のことから適切な運営がなされていると認められました。

審査の詳細は、第2、総括以降に記載しております。

2ページの第2、総括ですが、決算の概況についてですが、(1)収益的収入及び支出について、水道事業収益決算額は1億7,456万2,538円となり、水道事業費用決算額は1億6,027万8,585円となり、それぞれ確認しております。

(2)資本的収入及び支出につきまして、資本的収入決算額は1,102万1,000円となり、資本的支出決算額は2,404万2,015円となり、それぞれ確認しました。

収入額が支出額に対して不足が生じておりますが、前年度支出に対する税の精算であることから、当年度分消費税及び地方消費税資本的支出調整額及び引継金で補填することとなったが、問題はないことを確認しました。

以上に関連して、(3)損益計算書、(4)貸借対照表、(5)企業債の状況、(6)キャッシュフロー計算書の概要が記載されておりますが、内容を確認した結果、健全な運営がされていることを確認しました。

次に、3ページをごらんください。

2、業務の概況ですが、喬木村の当期水道普及率は98.03%であり、類似団体の平均普及率69.67%と比べて、高い普及率であることを確認しました。

1日の平均有収水量237リットルであり、類似団体の平均315リットルに比べて少なく、喬木村は節水意識が高いことを確認しました。

給水人口は6,321人ですが、今後、給水人口の減少について注視願いたいということでもあります。

次に、3、経営分析指標についてですが、(1)収益性を示す指標について、この中で経常収支比率、営業収支比率といった指標の数値が出てきますが、これらから見て今後検討願いたいのは、水道普及率が高い一方で、短期的に多額の先行投資をした結果が影響していると考えられることから、今後は整備した資産の長寿命化を図る努力をされたいということでもあります。

次の(2)資産の状況を示す指標、(3)財務状況を示す指標が記載されていますが、いずれも健全な状態であることを確認しました。

次に、4ページをごらんください。

次の(4)施設の効率性を示す指標として、固定資産使用効率という指標が出てきますが、当期は3.64立方メートルで、類似団体平均4.59より低いことを確認したので、使用効率を改善する方策を研究されたいということでもあります。

次に（６）料金に関する指標ですが、給水原価、供給単価は、類似団体よりも低く抑えられております。料金回収率は、類似団体に比べて高いが、未収金が１，１２８万９，５８９円となっているので、回収方策を検討されたいということであります。

次に、（８）飯伊市町村水道料金比較ですが、各市町村により料金に差があることを確認しました。そこで、水道普及率に係る初期投資の大小、給水人口、今後想定する改修費用等総合的に判断されなければならないが、企業会計決算報告数値が公表され、比較されることが今後予想されることから、各町村の現状と課題について研究されたいということであります。

第２、審査結果として、決算は計数において正確であり、内容も正当なものと認定しました。

なお、その後に決算の概況に関する資料が添付されておりますので、またごらんください。

次に、平成２９年度決算に基づく財政健全化判断比率に関する審査の意見書も、同日付で提出させていただきました。

これは、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第３条の規定によりまして、審査に付された平成２９年度決算に基づく健全化判断比率に関する意見書は次のとおりであります。

１、審査の概要ということで、この財政健全化審査は、村長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が、適正に作成されているかどうかを主眼として実施しました。

審査の結果、総合意見として、審査に付された下記健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められました。

表がありまして、２９年度が４つの健全化の項目の中で該当するのは、実質公債費比率ということで、前年と同様、国の早期健全化の基準でいいますと、２５％以内ということでもありますから、かなりの改善がなされているということでもあります。

個別意見としては、①②④のところにつきましては、いずれも実質収支が黒字でありますし、資金不足がありませんし、充当可能財源が将来負担を上回っているということで、該当しないということでもあります。

３番、是正改善を要する事項というのがありますが、特に指摘する事項はありませんでした。

続きまして、平成29年度決算に基づく資金不足比率に関する意見書ですが、これは地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定によりまして、審査に付された29年度決算に基づく資金不足比率に関する意見であります。

記載のとおりですが、(2)の個別意見として、資金不足比率については、いずれの特別会計も資金不足は生じておらず、資金不足比率は該当ありませんということで、是正改善する事項におきましても、特に指摘はないということでもあります。

以上、審査の結果につきまして、ご報告いたしました。

○議長（下岡幸文） 報告が終わりました。

ここで、議会から出ております昼神監査委員より補足説明がございましたらお願いいたします。

○監査委員（昼神二三男） ただいまの代表監査委員の報告以外にはございません。

○議長（下岡幸文） 以上で、監査報告を終わりとします。

◇ 3 議案説明員の出席要請の報告

○議長（下岡幸文） 次に、議案説明員の出席要請の報告であります。本定例会における議案説明員の出席要請は、地方自治法第121条の規定によりまして、市瀬村長ほか関係課長等の出席を要請しましたことを報告いたします。

=== 日程第6 報告 ===

○議長（下岡幸文） 日程第6、報告。

◇ 報告第14号 平成29年度決算に基づく健全化判断比率について

○議長（下岡幸文） 報告第14号、平成29年度決算に基づく健全化判断比率についてを議題といたします。

それでは、朗読を省略し、直ちに説明を求めます。

村澤企画財政課長。

○企画財政課長（村澤明彦） （議案を朗読・説明）

○議長（下岡幸文） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

（発言者なし）

○議長（下岡幸文） 質疑がないようでありますので、質疑を終結、討論に入ります。

討論ございませんか。

（発言者なし）

○議長（下岡幸文） 討論なしと認め、これより採決に入ります。

お諮りいたします。

ただいまの報告のとおり承認することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（下岡幸文） 異議なしと認めます。

よって、報告第14号については、承認することに決定いたしました。

◇ 報告第15号 平成29年度決算に基づく資金不足比率について

○議長（下岡幸文） 続いて、報告第15号、平成29年度決算に基づく資金不足比率につ

いてを議題といたします。

それでは、朗読を省略し、直ちに説明を求めます。

村澤企画財政課長。

○企画財政課長（村澤明彦） （議案を朗読・説明）

○議長（下岡幸文） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

（発言者なし）

○議長（下岡幸文） 質疑がないようでありますので、質疑を終結、討論に入ります。

討論ございませんか。

（発言者なし）

○議長（下岡幸文） 討論なしと認め、これより採決に入ります。

お諮りいたします。

ただいまの報告のとおり承認することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（下岡幸文） 異議なしと認めます。

よって、報告第15号につきましては、承認することに決定いたしました。

お諮りいたします。

ここで暫時休憩といたします。

再開は午前10時45分といたします。

休 憩 午前10時36分

再 開 午前10時45分

○議長（下岡幸文） それでは、休息を閉じて会議を再開します。

最初に、監査委員より発言の訂正がございますので、発言を許します。

市瀬代表監査委員。

○代表監査委員（市瀬晴康） 先ほど、決算審査報告の中で、商工資金の商工費のあったその貸付融資枠の拡大ということで申し上げましたけれども、これは預託枠の拡大ということでありますので、訂正させていただきます。失礼しました。

=== 日程第7 議案審議 ===

○議長（下岡幸文） 続いて、日程第7、議案審議。

◇ 議案第37号 喬木村教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについて

○議長（下岡幸文） 議案第37号、喬木村教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。

議案第37号の案件は、会議規則第38条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（下岡幸文） 異議なしと認めます。

よって、議案第37号の案件は、委員会付託を省略することに決定いたしました。

それでは、朗読を省略し、直ちに理事者から議案説明を求めます。

市瀬村長。

○村長（市瀬直史） それでは、議案第37号について、ご説明申し上げます。

今回は、教育委員1名の任期満了に伴います再任のお願いでございます。

氏名は、井原由美子さん。喬木村6498番地22にお住まいの方でございます。

新しい任期は、平成30年10月12日から34年10月11日までの4年間でございます。

井原さんにつきましては、長らく教育委員会事務局の臨時的任用職員として勤務さ

れておりまして、教育行政について精通されていること。また、3人のお子さまの保護者の立場から、学校教育はもとより家庭教育、保育行政についても明るいこと。それから公民館活動におきましては、本館編集部をお務めをいただきまして、社会教育にも明るい方ということで、教育委員として適任であると思っております。

1期目、平成26年から現在30年10月11日までの任期ということでお務めをいただいておりますが、識見ともに優れている方というふうに思っております、再任をお願いするものでございます。

以上です。

○議長（下岡幸文） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（下岡幸文） 質疑がないようでありますので、質疑を終結、討論に入ります。

討論ございませんか。

木下議員。

○9番（木下温司） 9番、木下温司です。

賛成の立場で発言させていただきたいと思えます。

ただいま村長、説明のように、任務に誠実で人的にも最適だと思っております。と同時に、男女共同参画の中で、教育委員会2人というのが基準となっておりますので、女性2人ということも含めまして、賛成であると思えます。

以上です。

○議長（下岡幸文） 反対討論ございませんか。

（発言者なし）

○議長（下岡幸文） 討論なしと認め、これより採決に入ります。

採決は、申し合わせにより、起立によって行います。

お諮りいたします。

議案第37号について、原案どおり同意することに賛成の方は起立願います。

（起立者・全員）

○議長（下岡幸文） ありがとうございます。

起立多数です。

よって、議案第37号は、原案どおり、同意することに決定いたしました。

-
- ◇ 議案第 38 号 平成 29 年度喬木村一般会計歳入歳出決算の認定について
 - ◇ 議案第 39 号 平成 29 年度喬木村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
 - ◇ 議案第 40 号 平成 29 年度喬木村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
 - ◇ 議案第 41 号 平成 29 年度喬木村介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
 - ◇ 議案第 42 号 平成 29 年度喬木村下水道特別会計歳入歳出決算の認定について

○議長（下岡幸文） 議案第 38 号、平成 29 年度喬木村一般会計歳入歳出決算の認定について、議案第 39 号、平成 29 年度喬木村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第 40 号、平成 29 年度喬木村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第 41 号、平成 29 年度喬木村介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第 42 号、平成 29 年度喬木村下水道特別会計歳入歳出決算の認定について、以上 5 件を一括議題といたします。

朗読を省略し、順次説明を求めます。

はじめに、議案第 38 号、平成 29 年度喬木村一般会計歳入歳出決算の認定について、会計管理者より説明を求めます。

城田会計管理者。

○会計管理者（城田秋弘） （議案を朗読・説明）

○議長（下岡幸文） 次に、特別会計について順次説明願います。

城田会計管理者。

○会計管理者（城田秋弘） （議案を朗読・説明）

○議長（下岡幸文） 以上で説明が終わりました。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第 38 号から議案第 42 号までは、議会運営委員長報告のとおり、予算決算常任委員会に付託することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（下岡幸文） 異議なしと認めます。

よって、議案第 38 号から議案第 42 号は、予算決算常任委員会に付託することに決定いたしました。

◇ 議案第43号 平成29年度喬木村水道事業会計決算の認定について

○議長（下岡幸文） 続いて、議案第43号、平成29年度喬木村水道事業会計決算の認定についてを議題といたします。

朗読を省略し、会計管理者より説明を求めます。

福澤水道事業会計管理者。

○水道事業会計管理者（福澤博之） （議案を朗読・説明）

○議長（下岡幸文） 以上で説明が終わりました。

お諮りいたします。

議案第43号は、議会運営委員長報告のとおり、予算決算常任委員会に付託することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（下岡幸文） 異議なしと認めます。

よって、議案第43号は、予算決算常任委員会に付託することに決定いたしました。

◇ 議案第44号 平成30年度喬木村一般会計補正予算（第2号）

◇ 議案第45号 平成30年度喬木村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

◇ 議案第46号 平成30年度喬木村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

◇ 議案第47号 平成30年度喬木村介護保険特別会計補正予算（第2号）

◇ 議案第48号 平成30年度喬木村下水道特別会計補正予算（第2号）

○議長（下岡幸文） 続きまして、議案第44号、平成30年度喬木村一般会計補正予算（第2号）、議案第45号、平成30年度喬木村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）、議案第46号、平成30年度喬木村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）、議案第47号、平成30年度喬木村介護保険特別会計補正予算（第2号）、議案第48号、平成30年度喬木村下水道特別会計補正予算（第2号）、以上5件を一括議題といたします。

朗読を省略し、順次説明を求めます。

はじめに、議案第44号、平成30年度喬木村一般会計補正予算（第2号）について、説明を求めます。

村澤企画財政課長。

○企画財政課長（村澤明彦） （議案を朗読・説明）

○議長（下岡幸文） 続いて、議案第45号、平成30年度喬木村国民健康保険特別会計補

正予算（第1号）について、説明を求めます。

飯ヶ濱保健福祉課長。

○保健福祉課長（飯ヶ濱教子）（議案を朗読・説明）

○議長（下岡幸文） それでは引き続いて、議案第46号、平成30年度喬木村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、説明を求めます。

飯ヶ濱保健福祉課長。

○保健福祉課長（飯ヶ濱教子）（議案を朗読・説明）

○議長（下岡幸文） それでは引き続いて、議案第47号、平成30年度喬木村介護保険特別会計補正予算（第2号）について、説明を求めます。

飯ヶ濱保健福祉課長。

○保健福祉課長（飯ヶ濱教子）（議案を朗読・説明）

○議長（下岡幸文） 続いて、議案第48号、平成30年度喬木村下水道特別会計補正予算（第2号）について、説明を求めます。

福澤生活環境課長。

○生活環境課長（福澤博之）（議案を朗読・説明）

○議長（下岡幸文） 以上で説明が終わりました。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第44号から議案第48号までは、議会運営委員長報告のとおり、予算決算常任委員会に付託することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（下岡幸文） 異議なしと認めます。

よって、議案第44号から議案第48号は、予算決算常任委員会に付託することに決定いたしました。

3. 散会

○議長（下岡幸文） 以上で、本日の日程はすべて終了しました。

本日はこれで延会といたします。

大変ご苦労さまでした。

散 会 午前11時47分